平成２２年（フ）第９１３号
愛知県碧南市幸町２丁目16番地１　コーポ幸201号、旧住所愛知県碧南市宮後町３丁目31番地１　ＨｅａｒｔＦｕｌｌ宮後201号
債務者　高須美智子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
埼玉県春日部市藤塚1693番地11
債務者　鳥海さえ子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６９９号
埼玉県春日部市藤塚453番地12
債務者　林　　成野
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７３２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼145番地８
債務者　石森　　司
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７３３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼145番地８
債務者　石森　静子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７５号
長崎県長崎市滑石１丁目22番14号
債務者　瀬尾　健一
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
長崎県長崎市小菅町30番２―816号
債務者　木村　富子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８３号
長崎県長崎市丸山町１番６―405号、旧住所長崎県諫早市幸町53番10号
債務者　後藤　朋美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４０号
長崎県長崎市畝刈町1613番地238
債務者　佐田ひかる
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７２号
沖縄県那覇市赤嶺２丁目５番地１　県営赤嶺市街地住宅３―509
債務者　山本　和美（旧姓又吉）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８３１号
愛知県豊田市京町７丁目22番地27　プチハピネス寺田304号
債務者　氏原　佳乃
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５５３号
横浜市旭区川井宿町８番地11　ハイムハセコ102
債務者　榎　由起夫
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５５号
横浜市港北区新吉田東３丁目12番５号　ウテナ103
債務者　日下　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８４号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地４―５―302
債務者　杉山　千里
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８７号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平５番２―206号
債務者　河田麻也子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７００号
横浜市港北区錦が丘９番５号
債務者　岡本　寅之
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７３２号
神奈川県藤沢市石川６丁目26番地の20　ビッグヴァン湘南台弐番館302号
債務者　大城　朝徳
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部